

令和6年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和6年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月26日まで

3. 事業目的

2031年に奈良県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や、将来国際大会で活躍が期待できる、優れた素質を有するジュニアアスリートの育成を行う。

4. 業務内容

以下に基づき、本事業の実施にあたり必要な業務を行うこと。

(1) 日程及び場所

| | 日程 | | | | 会場 | 時間 |
|----|------|-----|-----|-----|-------------------------------|----|
| 1 | 令和6年 | 5月 | 25日 | (土) | 大和郡山市総合公園 金魚スクエア及びホウワグラウンド | 午前 |
| 2 | 令和6年 | 6月 | 15日 | (土) | 大和郡山市総合公園金魚スクエア | 午前 |
| 3 | 令和6年 | 7月 | 13日 | (土) | 大和郡山市総合公園金魚スクエア | 午前 |
| 4 | 令和6年 | 8月 | 24日 | (土) | 大和郡山市総合公園金魚スクエア | 午前 |
| 5 | 令和6年 | 9月 | 14日 | (土) | 橿原公苑ジェイテクトアリーナ奈良 | 午前 |
| 6 | 令和6年 | 10月 | 12日 | (土) | 大和郡山市総合公園 金魚スクエア及びホウワグラウンド | 午前 |
| 7 | 令和6年 | 11月 | 16日 | (土) | 大和郡山市総合公園金魚スクエア | 午前 |
| 8 | 令和6年 | 12月 | 14日 | (土) | 大和郡山市総合公園金魚スクエア | 午前 |
| 9 | 令和7年 | 1月 | 18日 | (土) | 橿原公苑第二体育館 | 午前 |
| 10 | 令和7年 | 2月 | 15日 | (土) | 大和郡山市総合公園金魚スクエア | 午前 |
| 11 | 令和7年 | 3月 | 15日 | (土) | 大和郡山市総合公園 金魚スクエア及びホウワグラウンド | 午前 |

※実施時間については、推進本部と調整すること。

(2) 対象者

令和5年度に実施したスポーツ能力測定会により選考された、優れた運動能力を持つ小学生69名。

- ・アスリートコース：小学5～6年生 36名
- ・ネクストコース：小学1～4年生 33名

なお、育成期間については、アスリートコースは小学校卒業まで（小学5年生は2年間、小学6年生は1年間）、ネクストコースは1年間の予定。

（3）育成プログラムの企画運営

① トレーニングメニューの作成及び実施

対象者の発育発達の特徴に合わせて、将来あらゆる競技を行う上で土台となる基礎的な運動能力を向上させるための効果的な育成トレーニングメニューを

（1）日程及び場所 に示すとおり、全11回分作成及び実施すること。

なお、全11回のトレーニングのうち、国際大会等に出場経験のあるトップアスリートを少なくとも2回以上招請し、トップアスリートが直接指導し、対象者のモチベーションアップを図る機会を作ること。

② スタッフの手配

業務の運営を円滑に行うためのスタッフ及びコーチを必要人数手配すること。

③ トレーニング等に使用する物品の手配

業務に必要な物品を手配すること。

④ 撤収

本業務で手配した物品等については、各回終了次第早急に撤去すること。

（4）報告書の作成

各回トレーニングの様子を撮影した写真を含む実績が記録された報告書を作成すること。報告書は、事業完了後速やかに一部カラー印刷したものに加え、電子データでも提出すること。

【業務上の注意事項】

- 1 奈良県公契約条例の趣旨に準じて、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定す

- る任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。